

社発第 T-487 号
2026 年 9 月 24 日

貸 借 取 引 参 加 者
代 表 者 殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社
代表執行役社長 下山田 守邦

受益権併合に伴う貸借取引の取扱い等について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般当社は、標記の件について下記のとおり取扱いますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 受益権併合を行う銘柄

銘 柄	受益権併合前 最終申込日	基準日	効力発生日 併合比率	残高継続の 最低単位口数
iFreeETF 日経平均ダブルインバース・インデックス 受益証券 (1366) 東京証券取引所市場分 貸借銘柄 PTS 分 貸借融資銘柄	2026 年 10 月 19 日	2026 年 10 月 21 日	2026 年 10 月 22 日 100 口を 1 口	100 口
iFreeETF TOPIX ダブルインバース (-2 倍) 指数 受益証券 (1368) 東京証券取引所市場分 貸借銘柄 PTS 分 貸借融資銘柄	2026 年 10 月 19 日	2026 年 10 月 21 日	2026 年 10 月 22 日 100 口を 1 口	100 口

(注) PTS 分の貸借取引対象銘柄は、各 PTS により異なる場合がございますので、詳細は各 PTS 運営業者まで
ご照会ください。

2. 貸借取引の取扱い

(1) 貸借取引残高に係る取扱い

- ① 当該銘柄に係る貸借取引残高は、受益権併合の効力発生日の 2 営業日前である 10 月 20 日(火)
(約定日)をもって併合比率を乗じて得た口数に読み替えます。
- ② 当該銘柄については、受益権併合前最終申込日となる 10 月 19 日(月)において、金融商品取引所
(以下「取引所」という。)および PTS の市場毎(「顧客取引分」および「自己取引分」別)の貸
借取引残高がそれぞれ最低単位口数(貸借取引残高を継続する場合の最低単位口数。以下同じ。)

の整数倍となるよう、必要に応じて調整の申込みを行ってください。

- ③ 10月20日(火)の当該銘柄に係る貸借値段は、当日の取引所における普通取引の最終値段とします。ただし、当日にいずれの取引所においても最終値段がない場合には、一定の順位により選択した取引所の基準値段を当日の貸借値段とします。
- ④ 受益権併合前最終申込日の翌営業日(約定日)において、当該銘柄に係る貸付金および貸株等代り金の返済は、読み替え後の口数に同日の貸借値段を乗じた額により行うものとし、当該読み替え後の口数に貸借値段を乗じて算出した貸付金または貸株等代り金の額と、前日の貸付金または貸株等代り金の額との差額については、10月22日(木)(決済日)に更新差金として授受します。
- ⑤ その他の取扱いは、他の貸借取引対象銘柄と同様とします。

(2) 品貸取引に係る取扱い

- ① 品貸申込は、最低単位口数の整数倍で行うものとします。また、受益権併合前最終申込日(約定日)分の品貸取引で借入れた当該銘柄の返済については、併合比率を乗じて得た後の口数により行うものとし、借株等代り金の返済は当該読み替え後の返済口数に受益権併合前最終申込日の翌営業日の貸借値段を乗じた額により行うものとします。当該借株等代り金の返済額と借入日における借株等代り金の額との差額については、10月22日(木)(決済日)に品貸更新差金として授受します。
- ② その他の取扱いは、他の貸借銘柄と同様とします。

3. 貸借担保金代用有価証券の取扱い

担保として差入中の当該銘柄については、10月21日(水)までにお引き出し下さい。なお、担保としての受け入れは、翌営業日より再開いたします。

以 上